

# **第1章 第4次総社市子ども読書活動推進計画策定にあたっての考え方**

## **1 計画の策定にあたって**

総社市での令和2年度から令和6年度（2020年度～2024年度）までの子ども読書活動の推進の指針となる方策を「第4次総社市子ども読書活動推進計画」（以下「第4次計画」という。）として、次のとおり考究し策定しました。総社市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成17年からおおむね5年ごとに「総社市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書活動の推進に取り組んできました。

「第3次総社市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」という。）では、子どもが読書の大切さを認識し、発達段階に応じて読書活動ができるように、家庭・地域・学校園・市図書館が一体となって推進の取組を行いました。

第4次計画では、第3次計画期間での取組の成果や課題を整理の上、今後5年間の方針を定めます。国や県の推進方策を踏まえ、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映できるよう、学識経験者、教育関係者、図書館関係者、読み聞かせボランティア関係者等で構成される第4次計画策定のための推進員会議において、計画に関する意見等の集約を図りながら策定しました。

## **2 子どもの読書活動推進の意義**

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に掲げるとおり、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。すべての子どもが、あらゆる機会と場所において主体的に読書活動を行うことができるように、積極的な環境の整備を推進していく必要があります。

メディアの普及とともに、社会全体の活字離れが進む中、国は危機感を持って「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）を定め、文字・活字文化の振興を推進してきましたが、その後もますます活字離れ、読書離れは加速しています。

こうした現状において、子どもの読書活動推進を実現していくためには、指針となるべき推進計画は必要不可欠なものであり、大変意義があると考えます。

### 3 計画の目標

#### (1) テーマ (基本理念)

楽しみ よろこび どんどん読書

#### (2) 基本目標

「多様に変化する社会の中で、自主的に本を読み、読書活動を通じて人生をより豊かに生きる子どもの育成を目指す」

- 1 子どもたちの成長に応じ、読書活動に興味を持つことができるような機会や情報の提供に努め、読書のきっかけづくりや読書習慣の形成と啓発活動をすすめます。
- 2 読書活動は、家庭や地域、学校園、市図書館等が生み出すよりよい環境によって充実することから、相互に連携しながら読書環境の整備をすすめます。
- 3 地域のボランティア団体等との協働により、読書の魅力づくりに努め、子どもたちの読書活動の活性化をすすめます。

#### (3) 数値目標

総社市では、第4次計画において、新たに不読率の減少について数値目標を掲げ、取組を推進します。

総社市では、平成16年から5年ごとに、市内の小学校5年生と中学校2年生の全員を対象として読書アンケートを実施してきました。第4次計画では、5年後の不読率を1.2%減少させ、6.0%の数値目標を設定することとします。

不読率	R1 (2019)	R6 (2024)
市内小学校5年生	7.2%	6.0%
市内中学校2年生		

## 4 計画推進の基本的な考え方

子どもが、生涯にわたって本に親しむ読書習慣を形成するためには、乳児から大人になるまでの間に、継続して読書活動推進の取組を行うことが必要です。第4次計画では、子どもと読書をつなぐために、発達段階に応じた読書活動の推進ができるよう、「協働」をテーマに、家庭・地域・学校園・市図書館等が一体となって取り組みます。

- (1) 家庭・地域における読書活動の推進
- (2) 学校園における読書活動の推進
- (3) 市図書館における読書活動の推進

さらに、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が成立したことを受け、特別な支援を必要とする子どもの読書活動の促進を進め、諸条件の整備・充実に努めます。

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間です。事業の推進にあたっては、「計画・実施・評価・改善」のサイクルをもって、推進することとします。そのためには、本計画の周知、中間アンケートの実施等、さまざまな方法で円滑な推進を目指します。

### ※子ども

おおむね18歳以下を対象とします。

### ※学校

小学校、中学校。

### ※園

保育所（園）、幼稚園、認定こども園。